

理事の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人十勝うらほろ樂舎（以下、「当法人」という）の定款第26条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、一般社団法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第3条 理事は、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、法令、定款、及び別表に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を総理する。
- (2) 理事協議会を招集し、議長としてこれを主宰する。

(代表理事以外の理事)

第5条 代表理事以外の理事の職務権限は、法令、定款、及び別表に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事を補佐し、この法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、理事間の協議により、その職務を代行する理事を選定する。

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事の協議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議をもって行う。

(施行期日)

第8条 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

以上